

尾張旭市立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌にスポンサー（以下「雑誌スポンサー」という。）の広告を組み込み、情報発信することにより新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサーが雑誌の購入費用を負担し、購入した雑誌を図書館に配架する。

- 2 雑誌スポンサーが購入した雑誌の配架位置は、図書館が決定する。
- 3 図書館は、提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、提供雑誌の最新号カバー裏面には、雑誌スポンサーが作成した広告を掲載する。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象としない。

- 2 尾張旭市広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものである場合は、雑誌スポンサーの対象としない。契約期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、市の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

- 2 基準第5条各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

(広告の規格)

第5条 提供雑誌の最新号カバー表面については、雑誌スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4cm、横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

- 2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズのものとし、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(広告掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、原則として市が掲載を決定した月の翌月から1年

間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、市又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(雑誌の選定)

第7条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから希望する雑誌を選定する。

(雑誌スポンサーの申込方法)

第8条 雑誌スポンサーになろうとするもの(以下「申込者」という。)は、尾張旭市立図書館雑誌スポンサー申込書等(様式第1及び第2)を市長に提出するものとする。

2 申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 掲載広告の実物案
- (2) 会社概要等

(審査及び決定)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込み順に第3条、第4条の規定に基づきその内容を審査し、雑誌スポンサー及び掲載広告を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、尾張旭市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第3)により申込者に通知するものとする。

(契約)

第10条 申込者は、雑誌スポンサーに決定した場合、尾張旭市立図書館雑誌の無償提供に関する覚書(様式第4)により市と契約を締結するものとする。

(費用負担)

第11条 雑誌スポンサーに決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーが全額負担するものとし、当該雑誌の購入費用は、次に掲げる支払方法により、雑誌スポンサーが当該雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払いは、一括先払いとする。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

(広告の変更)

第12条 雑誌スポンサーは、広告掲出期間中に、雑誌カバー裏面に掲載する**広告の変更を行うことができる。**

2 広告の変更を希望するときは、**変更を希望する日の1か月前までに**広告案を市長に提出し、**市長の承諾を得るものとする。**

(雑誌が休廃刊した場合の措置)

第13条 広告主提供の雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、**別の雑誌に広告を振り替えることができる。**

(広告掲載の責務)

第14条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、**広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。**

(1) 雑誌スポンサーが市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき

(2) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき

(3) 雑誌スポンサーの申込みにあたって、虚偽の内容があったとき

(4) 雑誌スポンサーの倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき

(5) 雑誌スポンサーが書面により、**広告掲載の取下げを申し出たとき**

(6) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき

(7) 指定する期日までに雑誌の購入費用を納入業者に納付しなかったとき

(8) 雑誌スポンサーが第3条の規定に適合しないことが判明したとき

2 市長は、**市の都合により**広告の掲載等を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

3 前2項の理由により広告掲載の取消し又は中止をした場合は、**尾張旭市立図書館雑誌スポンサー決定取消通知書(様式第5)**により広告主に通知するものとする。

4 広告掲載の取消し又は中止をした場合、雑誌スポンサーが負担した雑誌の購入費用の補償は行わないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は平成24年8月2日から施行する。